

渋谷区ホームページ運営要綱

区長決裁 平成 14 年 12 月 19 日

情報戦略担当部長決裁 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、渋谷区が区民サービスの向上を図るために運営するホームページ（以下「渋谷区ホームページ」という。）に関して、セキュリティの確保及び個人情報の保護等、円滑な運営と適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(運営体制)

第 2 条 渋谷区ホームページの運営は、所管課が作成し、運営管理するホームページ（以下「所管課ホームページ」という。）の管理者であるウェブ管理者及び所管課ホームページの集合体である渋谷区ホームページを全体として運営管理する統括ウェブ管理者が行う。

(統括ウェブ管理者)

第 3 条 前条に規定する統括ウェブ管理者は、情報戦略担当部長とする。

2 統括ウェブ管理者は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 渋谷区ホームページのあり方と基本方針の策定に関する事。
- (2) 所管課ホームページの作成及び運営管理に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、渋谷区ホームページの総合的な運営に関する事。

3 統括ウェブ管理者は、前項の所掌事項の一部を経営企画部システム運用課長及び経営企画部広報コミュニケーション課長に分担させることができる。

(ウェブ管理者)

第 4 条 第 2 条に規定するウェブ管理者は、ホームページを作成し運営管理する所管課の課長とする。

2 ウェブ管理者は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 所管する事務に係るホームページの作成に関する事。
- (2) 所管課ホームページの運営管理に関する事。
- (3) 所管課ホームページサーバの安全管理に関する事。
- (4) 個人情報の保護に関する事。
- (5) 統括ウェブ管理者との協議に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、所管課ホームページの円滑な運営のために必要な事項に関する事。

3 ウェブ管理者は、所管する事務について、ホームページを活用した情報提供に積極的に取り組まなければならない。

(安全管理)

第5条 渋谷区ホームページの安全管理のため、ウェブ管理者は統括ウェブ管理者の指導及び助言に従い、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 渋谷区ホームページの改ざんやウィルスの侵入等外部からの攻撃に対し、防止措置を執ること。

(2) セキュリティが確保された状態でホームページの運用が行えるよう、機器構成を設計すること。

(3) サーバ等の設置場所について、不正な立入り、損傷及び妨害から保護するための適切な設備の設置など、物理的なセキュリティ対策を執ること。

(4) 障害、事故等が発生した場合は、速やかに統括ウェブ管理者に報告すること。

(個人情報の保護)

第6条 個人情報の保護に関しては、渋谷区個人情報保護条例（平成元年渋谷区条例第40号）の定めるところにより、適正な収集、管理及び利用を図らなければならない。

2 個人情報を渋谷区ホームページに掲載するときは、公知の情報又は公表が予定されている情報を除き、掲載項目等について事前に本人の同意を得なければならない。

3 渋谷区ホームページ閲覧者から電子メールにより受信した個人情報は、不正利用等されないよう、適切な手段により管理されなければならない。

4 渋谷区ホームページを利用してデータ処理することを目的に個人情報を受信しようとするときは、事前に統括ウェブ管理者と協議しなければならない。

(コンテンツ作成の基本方針)

第7条 コンテンツの作成にあたっては、常に最新かつ正確な情報を掲載するとともに、平易な表現に努め、利用者にわかりやすいレイアウトとしなければならない。

2 コンテンツの作成にあたっては、知的所有権に配慮し、著作権等第三者が有する権利を侵害することのないよう作成しなければならない。

(リンク)

第8条 渋谷区ホームページにリンクを設定できる外部ホームページは、次の団体及び個人が運営するものとする。

(1) 官公署

(2) 公益法人

(3) その他区長がリンクを設定することが有益であると認めた団体及び個人

2 渋谷区ホームページとリンクする外部ホームページは、次のすべての事項を満たすものでなければならない。

(1) 渋谷区ホームページを補完し、利用者の利便を図る内容であること。

- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 政治・宗教活動に関する内容でないこと。

3 渋谷区ホームページに外部ホームページとのリンクを設定する場合は、統括ウェブ管理者と協議のうえ、目的及び内容を精査し、ウェブ管理者が決定する。

(外部委託)

第9条 渋谷区ホームページに係る事務の一部を外部の事業者へ委託する場合は、次に掲げる事項について委託先事業者と取り決め、文書を取り交わすものとする。

- (1) 情報の改ざんやウィルスの侵入等に対する防御措置など安全確保に関する事項
- (2) 秘密保持義務に関する事項
- (3) 再委託の制限及び事前承認に関する事項
- (4) 従事者の教育、啓発に関する事項
- (5) 法令の遵守に関する事項
- (6) 著作権等の権利の帰属に関する事項
- (7) 事故が発生した場合の対応に関する事項
- (8) 損害賠償に関する事項

(運営基準の作成)

第10条 ウェブ管理者は、所管課ホームページの作成にあたり、第3条を除いた本要綱の各条の定めにしたがった所管課ホームページの運営基準を別に作成し、運営にあたってこれを遵守しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事務手続及び文書の様式については、情報戦略担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。